

- 十 家畜及び養殖水産動物の伝染病並びに農林水産物及び森林の病虫害の発生予防及びまん延防止に必要な施策
- 十一 安全で安心な農林水産物の生産の推進、県産農林水産物に関する情報の提供等による消費者の信頼及び消費意欲の向上に必要な施策
- 十二 地産地消の推進に必要な施策
- 十三 教育機関等と連携した食育、木育(木の良さや木材利用の意義を学ぶことをいう。)等の推進に必要な施策
- 十四 農林水産業及び農山漁村に関する情報の提供、農林漁業体験機会の拡大、都市と農山漁村との間の交流の促進等、農林水産業及び農山漁村に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策
- 十五 農林漁業者と特定非営利活動法人、ボランティア、企業等との協働による農山漁村の維持発展に必要な施策
- 十六 自然環境に配慮した農業水利施設等の整備、安全で快適な生活環境の整備等による魅力ある農山漁村づくりに必要な施策
- 十七 災害に強い農林水産業及び農山漁村づくりに必要な施策
- 十八 中山間地域における棚田、特産物等地域特有の資源を活用した農山漁村の活性化に必要な施策
- 十九 農薬、肥料等の適正な使用の確保、農林水産業活動により生じるバイオマス(動植物に由来する有機物である資源をいう。)の活用の推進等による農林水産業の自然循環機能の維持増進に必要な施策

(基本計画の策定)

- 第七条 知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、福岡県農林水産業振興審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 知事は、農林水産業及び農山漁村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね五年ごとに基本計画を見直すものとする。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。
- (施策の実施状況等の公表)
- 第八条 知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し講じた施策の実施状況を公表するものとする。
- (福岡県農林水産業振興審議会の設置)
- 第九条 県に福岡県農林水産業振興審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、第七条第二項に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農林水産業及び農山漁村の振興に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
 - 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (推進体制の整備等)
- 第十条 県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための効率的な体制の整備に努めるものとする。
- 2 県は、第二条に定める基本理念の実現に向け、広く県民が参画して行われる諸活動を促すよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(福岡県農業・農村振興条例の廃止)
- 2 福岡県農業・農村振興条例(平成十三年福岡県条例第三十号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に定められている前項の規定による廃止前の福岡県農業・農村振興条例第七条第一項の規定による基本計画その他の福岡県における農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本計画は、この条例の施行の日から第七条第一項の規定により基本計画が定められるまでの間は、同項の規定により定められた基本計画とみなす。